

令和7年2月5日（水）14:00～16:00 JA兵庫六甲西神文化センター2階

令和7年2月7日（金）14:00～16:00 JA兵庫六甲神戸北宮農総合センター

令和6年度補正 畑地化促進事業（令和7年産） 事業概要説明会

神戸市西農業振興センター

本事業の有効活用例

- ①ハウスを建てており、今後水稲を植える予定が一切ない農地
- ②今後交付金はもらわなくていいから、まとまった交付金がほしい など

背景)

- ・ 5年水張りルールについて（令和4年～）

5年間で一度も水張り（水稲作付）の行われていない農地は、令和9年度以降は水田活用交付金の交付対象水田から除外されます。（令和9年度以降、交付金は当たりません。）

水張りは水稲作付けによる確認を基本とします。（ただし、「1か月以上の湛水管理」かつ「連作障害による収量低下が発生していないこと」が確認できた場合は、水張りを行ったものと見なします。）

（例 令和4年～令和8年 水張りをしていない農地
⇒ 令和9年より水田活用交付金の交付対象外）

例) 施設で野菜・花を15a以上作付・販売した場合

ア) 水田活用直接支払交付金額 (R7・R8) : 14,000円 / 10a (7,000円 / 10a × 2年間)

⇔ イ) 畑地化促進事業 : 205,000円 / 10a

(畑地化支援105,000円 / 10a + 定着促進支援100,000円 / 10a) ※一括交付 / 非加工・業務用野菜の場合

本事業活用時の注意事項

- ・採択可否は国の判断。要望のみで採択されるとは限らない
(国全体での要望量次第)
- ・令和7年2月1日(土)日本農業新聞によると、5年水張ルールが撤廃される方向性が農水省から示されている
- ・一度畑地化促進事業を受けると、その土地は二度と水田活用直接支払交付金があたらない
 - 特に借地で申請する場合は、地主への十分な説明と理解が必要です。
 - 畑地化でまとまった金額をもらうべきか、水田活用直接支払交付金を今後もらうこととするかなど、慎重にご判断ください

交付要件

- ・団地化(畑地化された農地が3筆以上隣接)

【団地化の方法】

- ①交付対象農地のみで3筆以上 (R6に畑地化促進事業の対象となった農地も含めてOK)
- ②交付対象農地＋隣接地で3筆以

交付対象農地の要件

● 交付対象農地の要件

① 令和6年度に下記の作物を作付けしていること(注1)

注1) 野菜・花き・果樹・水稲・戦略作物(麦・大豆・飼料作物等)・地力増進作物など。(景観形成作物などごく一部対象外となる場合があります。詳しくはご相談ください。)

注2) ※令和6年度水田活用直接支払交付金の申請有無は問わないことになりました

② 交付が行なわれてから**5年間は、**

- ・高収益作物定着促進支援の場合 → 販売を目的とした高収益作物の作付が必要です。
- ・畑作物定着促進支援の場合 → 販売を目的とした一般作物又は高収益作物の作付が必要です。

※ 作物作付にあっては、**水稲を除く**

③ 畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること

④ 野帳で交付申請予定地に「Gコード(=交付対象外)」がついていないこと

隣接地の要件

【団地の一部として認められる「隣接地」の要件】

以下 ア)、イ)のいずれか

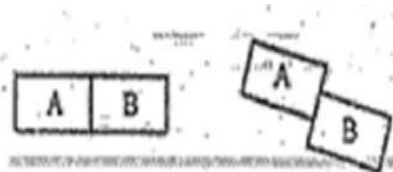
ア) 過去4年(R3～R6)以上連続して水稲以外の作物が作付けされており、
R7年度も水稲以外の作物が作付けされること
(R2以前の作付内容は不問)

イ) 過去に畑地化促進事業の交付を受けていること

隣接要件（団地要件）の判断基準

以下に掲げる「耕作の連続性が担保される場合」はOK

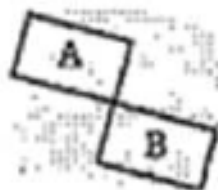
① 辺で接している（かつ④）



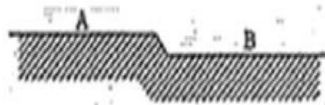
② 道路や水路を介して接している（かつ④）



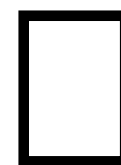
③ 点で接している（かつ④）



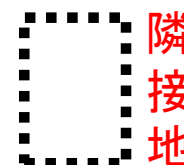
④ 法面を介して接しているが、
その高低差が低い場合



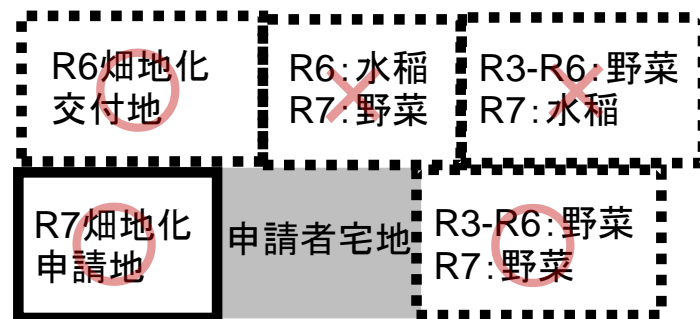
⑤ 自己宅地を介して接している 等



R7畑地
化申請地



隣
接
地



提出資料

1 要望調査段階

①要件確認申請書 【締切：令和7年2月28日（金）必着】

②取組水田一覧表 【締切：令和7年2月28日（金）必着】

③写真 【締切：令和7年2月28日（金）必着】

（撮影時の注意点）

・交付対象地ごとに撮影

・畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有することがわかるように

④集落等同意書 【締切：令和7年4月30日（水）必着】

2 実績段階

⑤野菜・花き・果樹等を販売したことがわかる販売伝票写しなど
農会を通じて提出依頼をさせていただきます

【時期の目安：11月頃】